

○特別養護老人ホーム

・特別養護老人ホームって

一般的に「特養」と言われ、社会福祉法人や地方公共団体が運営主体となっている介護施設です。介護保険法では「介護老人福祉施設」という名前で、日常生活全般で介護が必要で、自宅での介護が難しい高齢者の生活の場です。

また平成 27 年 4 月の介護保険の改正により、原則として入所は、要介護 3 以上の方に限定されました。(要介護 1 または 2 の方で、やむを得ない事由により居宅での日常生活が困難な場合は、入所が認められる場合があります。)

勤務体系の多くは 3 交替制で、夜勤もあります。

・どのような仕事をするの

入所者の食事介助、入浴介助、排泄介助、おむつ交換、着替え介助、話し相手やレクリエーション運営、健康管理など利用者さんの一日を通じた活動を行います。利用者さんについてのケア会議や日々のミーティングがあります。

・働く人の仕事と主な資格

	仕事内容	主な資格
看護師	利用される方の健康チェックを行います	看護師
介護職員	利用者への様々な支援、話し相手やレクリエーション運営、ケア会議や利用者の生活状況の記録などを行います	介護職員初任者研修終了者(旧ホームヘルパー 2 級) 実務者研修終了者、介護福祉士、無資格で働くこともできますが事業所に問い合わせてみてください
生活相談員	利用者や家族に対して利用計画の作成や生活に関する相談をします	社会福祉士、精神保健福祉士、社会福祉主事任用資格
管理栄養士・栄養士	利用者の食事について 栄養バランスや利用者の状態に合わせた食事を考えて作ります	管理栄養士・栄養士
作業療法士・理学療法士	利用者に対して機能訓練などを行います。	作業療法士・理学療法士

ある特別養護老人ホームの一日

7:00

起床・利用者さんの身じたくの介助

利用者さんを起こして、身じたくの手伝いをします。

早番の職員が出勤してきたら夜間の報告と申し送りをします。



8:30

朝食の介助

朝食の介助をして、朝食後口腔ケアやトイレの介助をします。

9:30

掃除、洗濯、入浴

トイレや部屋の掃除や洗濯を行います。職員が行っている間は、利用者さんはゆっくりと朝の時間を過ごします。職員とのお話を楽しむ方もいます。

入浴される利用者さんの介助を行う事もあります。

11:30

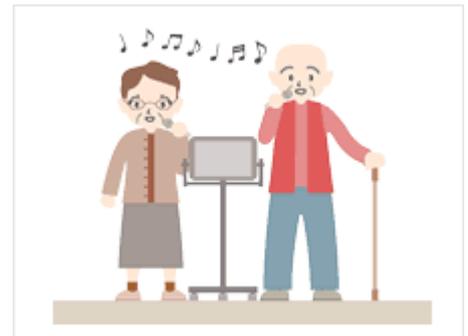
昼食の準備・ミーティング

昼食の準備が整ったところに遅番の職員が出勤してくるので、職員でミーティングを行い、情報を共有します。

12:00

昼食の介助

利用者さんの昼食をお手伝いし、食後の歯磨きなど口腔ケアをお手伝いします。食後ゆっくりされたい方は、お部屋に連れていきます。



18:00

夕食・夜勤の職員への申し送り

夕食・夜勤の職員への申し送り。夕食の介助と食事後の口腔ケア、トイレ介助を行います。

21:00

消灯

翌朝まで2時間おきに利用者さんの様子を確認します。夜勤の職員に申し送りをを行います。